



第6回営業秘密官民フォーラムの概要

2020年 7月21日

副理事長 浅井 俊雄



営業秘密官民フォーラムとは？

◆ 官民の実務者間で、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行う場

令和2年6月12日(金曜日)14時00分～16時00分

■ 産業界(11団体)

日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、**日本知的財産協会**
経営法友会、電子情報技術産業協会、日本化学工業協会、日本化学繊維協会
日本機械工業連合会、日本自動車工業会、日本製薬工業協会、日本鉄鋼連盟

■ 産業界支援組織等(8組織)

日本サイバー犯罪対策センター、弁護士知財ネット、日本貿易振興機構(JETRO)
産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報処理推進機構(IPA)
工業所有権情報・研修館(INPIT)、JPCERT

■ 行政機関等

内閣官房(内閣情報調査室、内閣サイバーセキュリティセンター)、内閣府知的財産戦略推進事務局
警察庁(生活安全局、警備局)、愛知県警察本部、法務省(刑事局、公安調査庁)、財務省関税局
文部科学省科学技術・学術政策局、農林水産省食料産業局、経済産業省関係局・特許庁

資料掲載：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kanminforum.html>



議事次第

■報告事項

- (1) 営業秘密保護・活用に関する最近の動き (経産省 知財政策室)
- (2) サイバーセキュリティ対策について (情報処理推進機構)
- (3) 営業秘密・知財戦略相談窓口の活動状況 (INPIT)
- (4) 在外日系中堅・中小企業を対象とした
営業秘密管理体制整備支援事業 (JETRO)

■最近の事案動向等

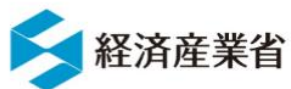
- (1) 最近の事例から見える営業秘密の管理対策 (弁護士知財ネット)
- (2) 営業秘密侵害事件から見える営業秘密管理の課題 ※資料非公開
- (3) 営業秘密に係る刑事手続一般について ※資料非公開
- (4) 平常時からの証拠保全・技術の重要性について ※資料非公開

資料掲載: <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kanminforum.html>



報告事項(1)

営業秘密保護・活用に関する最近の動き



【公表予定】

資料 5

営業秘密保護・活用に関する 最近の動き

令和 2 年 6 月
経済産業省





報告事項(1)

営業秘密保護・活用に関する最近の動き

営業秘密保護・活用に関する最近の動き ～年表～

最近の取組

平成27年	1月	「営業秘密管理指針」の全部改訂
	2月	INPIT「営業秘密110番」の設置
平成28年	1月	「改正不正競争防止法(平成27年改正)」の施行 全国47都道府県警察において「営業秘密保護対策官」を指定
	2月	「秘密情報の保護ハンドブック」の公表
	6月	「改正関税法(営業秘密侵害品の税関での水際差止を行う輸出入禁制品への追加)」の施行
	7月	営業秘密官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」の配信開始
	12月	「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」の公表
平成29年	3月	INPIT IP・eラーニング用学習教材「秘密情報の保護ハンドブック」配信
	7月	INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)の設置
平成30年	5月	不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・公布
	11月	不正競争防止法施行令(営業秘密の推定規定)の施行 平成30年改正(技術的制限手段に係る改正事項)の施行
平成31年	1月	「営業秘密管理指針」の改定、「限定提供データに関する指針」の策定
令和元年	4月	海外における営業秘密漏えい対策支援事業の開始
	7月	平成30年改正(限定提供データ等に係る改正事項)の施行
令和2年	4月	「中国における営業秘密管理マニュアル」の公表
	5月	「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」の公表
	6月	「渉外事業の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集」の公表

PR・相談

- 経産省セミナー：229回(平成27年7月～令和2年3月)
(不競法関連) ーうち、営業秘密について説明：183回
ーうち、警察庁・都道府県警・公安調査庁と連携：56回
- INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)、関西知財戦略支援専門窓口」への相談：825件(令和元年度)

平成30年以降の主な事案

- 精密部品会社の設計図などを持ち出し開示したとして、元従業員および漏えい先役員を逮捕。その後、漏えい先役員は、営業秘密の国外使用などの容疑で追送検。(H30.12)※
- システム開発会社の営業情報を持ち出し開示したとして、元従業員を逮捕。(H31.1)
- ITコンサルから従業員名簿等を持ち出し開示したとして、元従業員を逮捕。懲役1年(執行猶予3年)、罰金50万円の判決。(H31.3)
- OA機器販売会社から営業秘密を不正に持ち出したとして、元取締役と元従業員を書類送検。(H31.3)
- 新聞社から社員の賃金データ等を持ち出したとして、元従業員を書類送検。(H31.4)
- スポーツ用品メーカーから秘密情報を持ち出したとして、元従業員を逮捕。罰金50万円の略式命令。(H31.4)
- 鉄鋼メーカーから技術情報を海外企業へ漏えいさせたとして、元従業員に損害賠償として約10億円の支払い等が命じられた(東京地裁)。(H31.4)
- 切削工具メーカーの設計データを持ち出したとして、元従業員を逮捕。懲役1年2月、罰金30万円の判決。(R1.6)
- 電子部品等製造メーカーから技術情報を国外で使用する目的で不正に持ち出したとして、元従業員を逮捕。(R1.6)※
- 人材派遣会社の営業に関する情報を他社へ不正に開示したとして、元従業員を逮捕。(R1.12)
- パチンコ店から当たる確率の高いパチスロ機の設定情報を不正に取得したとして、元店長を逮捕。罰金50万円の略式命令。(R2.2)
- 在日ロシア通商代表部の外交官に唆され、大手通信関連会社の機密情報を不正に取得した疑いで元従業員を逮捕。(R2.2)
- 人材派遣会社から、派遣社員の個人情報をも不正に持ち出して使ったとして、元従業員3名を逮捕。(R2.5)
- 塗料メーカーから建設用塗料のデータを複製し、転職先の親合会社へ漏えいさせたとして、元従業員を逮捕。懲役2年6月(執行猶予3年)、罰金120万円の判決。(R2.3)
- 地方銀行の顧客情報を漏えいさせたとして、元行員を逮捕。(R2.3)

※平成27年改正で導入された海外重罰規程の適用案件。
(出典) 事例については各種報道等を基に経済産業省作成。(令和2年6月3日時点)





報告事項(1)

営業秘密保護・活用に関する最近の動き

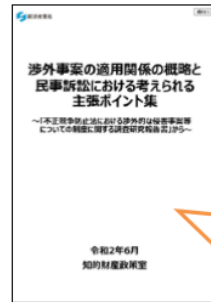
🍷 営業秘密を巡る新たな課題への対応 ～調査研究報告書等の公表～

渉外事案の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集

- ✓ 不競法の中長期的な課題を検討するため、産業界、法曹実務家、学識経験者からなる研究会で
 - ① 渉外侵害事案に関する不競法の適用関係の整理
 - ② 訴訟システム・新たな行為類型に関する検討
(特許法・意匠法等の改正を受けた検討)
 - ③ 営業秘密侵害罪の罰則強化の必要性、等を議論。
- ✓ ①～③の検討結果について報告書として取りまとめ、公表。(令和2年4月)
- ✓ 特に、①に関連して渉外侵害事案への対応について、**企業の訴訟戦略に資するものとして「主張ポイント集」**を取りまとめ、公表。(令和2年6月)



▶ 報告書



▶ ポイント集



中国における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 経済産業省では、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から開始し、令和2年度も引き続き実施。
- ✓ 同事業において令和元年度に作成した「中国における営業秘密管理マニュアル」を公表。(令和2年4月)
- ✓ 中国における**裁判例やプラクティス**、**営業秘密支援事業における日系企業の改善事例や、専門家のハンズオン支援での経験**も踏まえて、基本マニュアルとして取りまとめ。



▶ マニュアル



テレワーク時における秘密情報管理のポイント

- ✓ 多くの企業でテレワークが導入・実施されている昨今の情勢に鑑み、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」を公表。(令和2年5月)
- ✓ 不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、**企業の秘密情報を適切に守りながらテレワークを実施していく上でのポイント**をQ&A形式で取りまとめ。
- ✓ 今後の社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ見直しを行う予定。



▶ テレワークQ&A





報告事項(1)

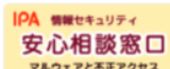
営業秘密保護・活用に関する最近の動き

🍵 営業秘密で困ったことがあれば……相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>


- ◆ INPIT ((独)工業所有権情報・研修館)
営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～
自社の情報が漏れてしまったかも?と思ったときはこちらの窓口にご相談下さい。
その他、営業秘密管理や知財戦略に関するご相談も、知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が無料で応じます。
 - 営業秘密・知財戦略ポータルサイト：
<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>
 - 相談窓口： 03-3581-1101(内線3844)
trade-secret@inpit.go.jp
平日9:00-17:45(受付17:30まで)
 - 全国47都道府県の知財総合支援窓口：
<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>
全国共通ナビダイヤル 0570-082100 でお近くの支援窓口につながります。

- ◆ IPA (独) 情報処理推進機構
情報セキュリティ安心相談窓口



コンピュータウイルス及び不正アクセスなどの情報セキュリティに関する技術的なご相談はこちらをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

- ◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】
営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」バックナンバー 
- <https://www.ipa.go.jp/security/economics/mailmag/index.html>

<関係資料等>

- ◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト
「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。

検索エンジンから!



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



QRコードから!



- ◆ 知的財産政策室 公式Instagram始めました!



知的財産政策室では、新しい広報ツールの1つとして、Instagram のアカウント『meti_chizai_official』を作成し、Instagramでの情報発信を進めております。是非皆さまご覧いただき、フォロー頂けると幸いです。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL: 03-3501-3752
E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp



報告事項(2) サイバーセキュリティ対策について



【公表予定】

資料 6

サイバーセキュリティ対策について

2020年6月12日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター長 瓜生 和久



10大脅威2020 —個人向け、組織向け—

- ・企業に対する組織的かつ執拗な標的型攻撃の脅威継続
- ・内部不正／不注意による情報漏えいの脅威の増加

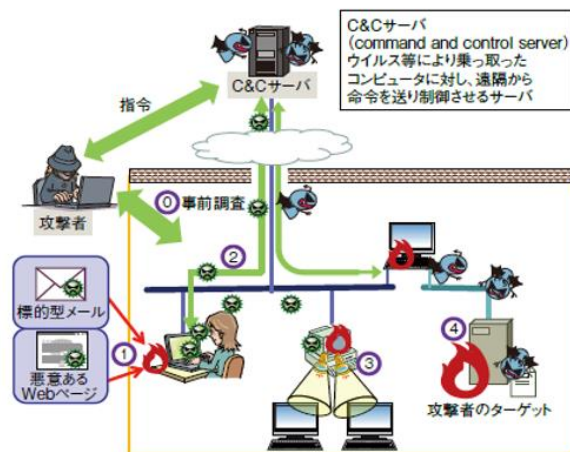
昨年順位	「個人」向け脅威	順位	「組織」向け脅威	昨年順位
New!	スマホ決済の不正利用	1	標的型攻撃による機密情報の窃取	Keep!
2	フィッシングによる個人情報の詐取	2	内部不正による情報漏えい	5
1	クレジットカード情報の不正利用	3	ビジネスメール詐欺による金銭被害	2
7	インターネットバンキングの不正利用	4	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	4
4	メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	5	ランサムウェアによる被害	3
3	不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	6	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	16
5	ネット上の誹謗・中傷・デマ	7	不注意による情報漏えい	10
8	インターネット上のサービスへの不正ログイン	8	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	7
6	偽警告によるインターネット詐欺	9	IoT機器の不正利用	8
12	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	10	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	6

Copyright © 2020 情報処理推進機構

2



【組織1位】: 標的型攻撃による機密情報の窃取



- ① [事前調査段階]
ターゲットとなる組織を攻撃するための情報を収集する。
- ① [初期潜入段階]
標的型攻撃メールや、Webサイト閲覧を通してウイルスに感染させる。
- ② [攻撃基盤構築段階]
侵入したPC内でバックドアを作成し、外部のC&Cサーバと通信を行い、新たなウイルスをダウンロードする。
- ③ [システム調査段階]
情報の存在箇所特定や情報の取得を行う。
攻撃者は取得情報を基に新たな攻撃を仕掛ける。
- ④ [攻撃最終目的の遂行段階]
攻撃専用のウイルスをダウンロードして、攻撃を遂行する。

【日本国内企業事例】

- 2019年6月
日本企業の国内研究所のサーバに不審ファイル
⇒外部からの不正アクセス発覚
- 不正アクセスは日本企業の中国の子会社から
⇒子会社と日本国内の本社や拠点とを結ぶネットを經由して侵入
⇒社内セキュリティ製品の脆弱性を悪用
⇒管理サーバの制御を奪取
⇒各パソコンにウイルス配信・感染拡大
攻撃者は機密情報を窃取するため、**広い権限を持つ管理職層のパソコン**を狙い不正アクセス
- 未公開の脆弱性を悪用する**ゼロデイ攻撃**だった
ユーザ企業側で根本的な対策を行うことは困難
多層的なセキュリティ対策を実施しておくこと
⇒被害の低減に有効



内部不正を防止するには

情報セキュリティ対策の継続した見直しと改善

① 適切なアクセス権限管理 やりやすくする

最小権限の原則・重要情報へのアクセス制限

② 持ち出し困難化 (労力の) 割りに合わない

コピー制限、社外へのメールやWebの制限

③ 視認性の確保 やると見つかる

カメラ等の監視機構整備・ログの記録・定期的な確認

④ ルール化と周知徹底 いいわけさせない

秘密情報に対する認識向上・外部記録媒体の持ち出しルール

⑤ 働きやすい環境の整備 その気にさせない

信頼関係の維持・向上、罰則規程の整備

Copyright © 2020 情報処理推進機構



【公表予定】

資料 7

第6回営業秘密官民フォーラム

営業秘密・知財戦略相談窓口の 活動状況について

2020年6月12日(金)



お問い合わせ先

03(3581)1101 内線 3841

trade-secret@inpit.go.jp



独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

本資料は(独)工業所有権情報・研修館が作成し、作成責任は同館にあります
本資料の内容についてのお問い合わせは左記連絡先にご連絡ください



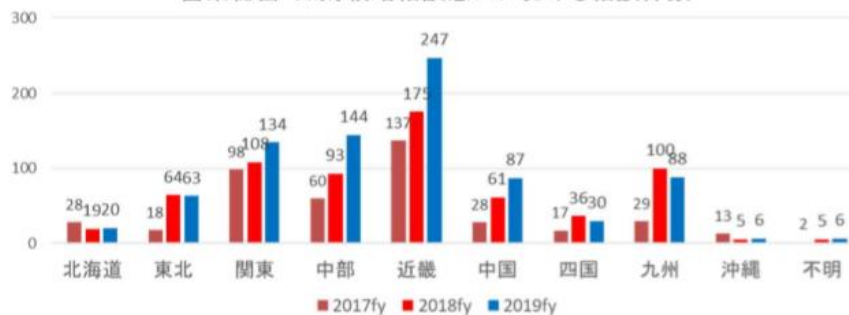
報告事項(3)

営業秘密・知財戦略相談窓口の活動状況

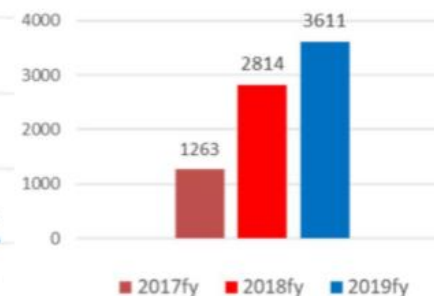
相談・支援実績 (1)

■ 相談件数

営業秘密・知財戦略相談窓口における相談件数



知財総合相談窓口における営業秘密に関する相談件数



■ 営業秘密・知財戦略相談窓口における相談・支援件数

2017年度：430件 (24件)

2018年度：666件 (147件)

2019年度：825件 (224件)

※関西知財戦略支援専門窓口における 相談・支援件数 (括弧内) を含む。

営業秘密に関する
取組の広がり



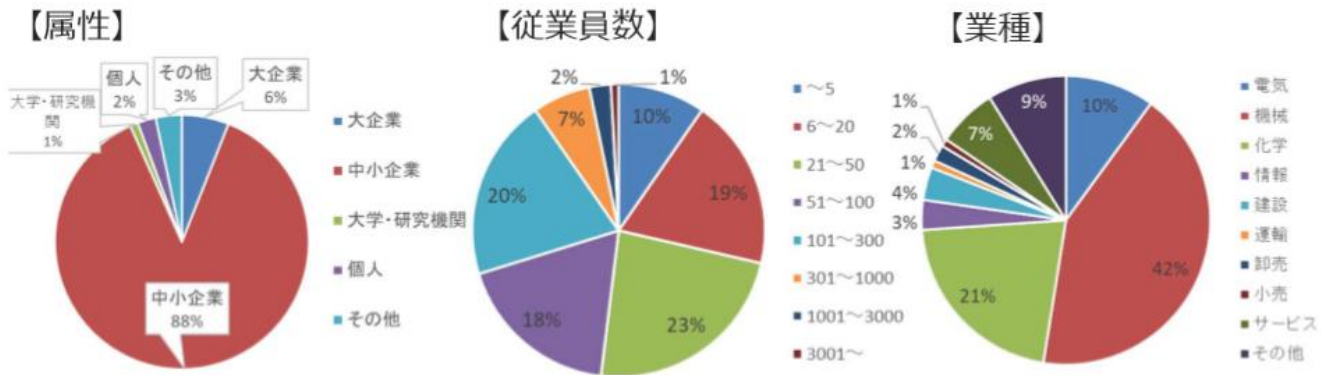


報告事項(3)

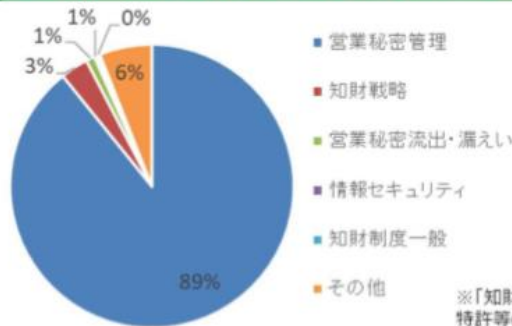
営業秘密・知財戦略相談窓口の活動状況

相談・支援実績(2)

■ 営業秘密相談窓口における相談企業種別・内容の概要(2019年度)



■ 相談内容の概要(2019年度)



相談企業や相談内容は大きく変わらず

- ✓ 相談企業は主に中小企業
- ✓ 事前に対策を行うための具体的な**管理方法**に関する相談が多い。

具体的には、

- ・ **秘密情報のリスト化、規程整備の実務**
- ・ 社員の**退職における漏えい防止策**など

※「知財制度一般」は、不正競争防止法の法改正や特許等の制度に関する一般的な相談を含む。

4



報告事項(4)

在外日系中堅・中小企業を対象とした営業秘密管理体制整備支援事業

【公表予定】

資料 8

日系企業における 営業秘密漏えい対策支援事業 のご紹介

2020年6月12日 営業秘密官民フォーラム

日本貿易振興機構 (JETRO)
イノベーション・知的財産部
知的財産課

リスクビューア





報告事項(4)

在外日系中堅・中小企業を対象とした営業秘密管理体制整備支援事業

JETRO

海外における営業秘密漏えい対策支援事業

中国、タイにおける**営業秘密の管理体制をサポート**します！



**製造に関するデータやノウハウ、経営に関する情報をきちんと管理していますか？
現在の管理体制を、現地の法律規則の観点からチェックしましたか？**

事業運営に関わる多くの情報は営業秘密になりえます。例えば…

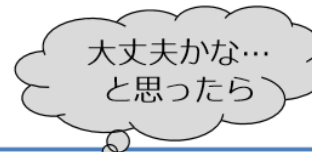
技術に関する情報

図面、製造ライン、調合の配分、生産計画などの製造に関するデータやノウハウ等

経営に関する情報

仕入れ先、納入先リスト、原材料価格、販売計画、投資計画などの経営に関する情報等

営業秘密の流出により、競合他社の品質、競争力が向上し、売上の低下、戦略の再構築、訴訟に巻き込まれる可能性も・・・



ジェットロのサポートをぜひご活用ください

- 中国またはタイに所在する日系企業を対象に **専門家による営業秘密の管理体制をサポート**します。
- 具体的なサポートの内容は、ご要望に応じカスタマイズが可能です。
- (支援メニュー例)
現在の管理状況のチェック、提案、社内規定・契約書面レビュー、管理職・従業員向け研修
- 費用 無料** (上限時間数20時間)

お問い合わせ先

知的財産課 (中国担当：赤澤、中山、タイ担当：粕川、加藤)

E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp TEL : +81-(0)3-3582-5198

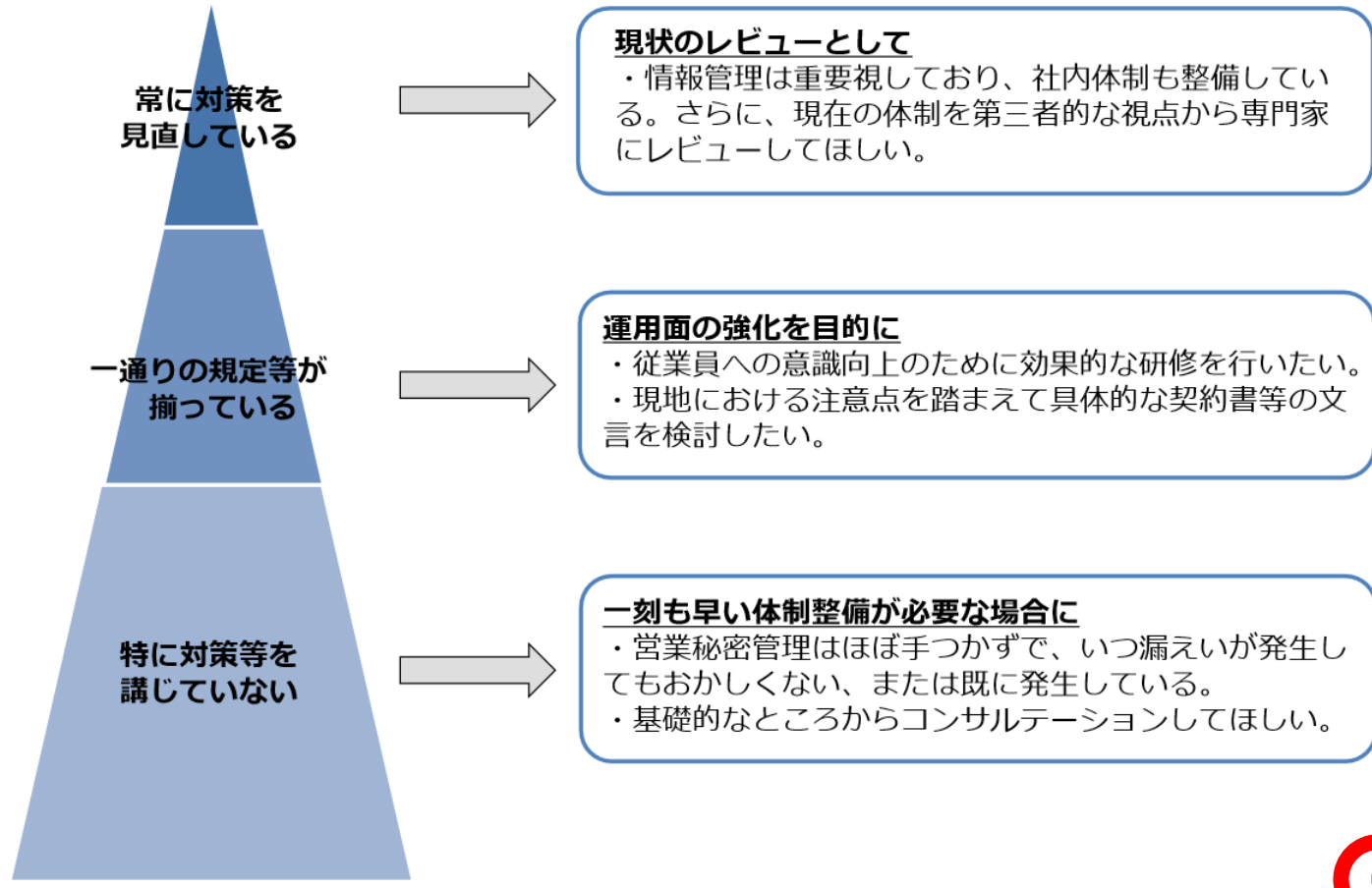
公募ページ https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html



報告事項(4)

在外日系中堅・中小企業を対象とした営業秘密管理体制整備支援事業

管理体制のレベルに応じた使い方が可能です

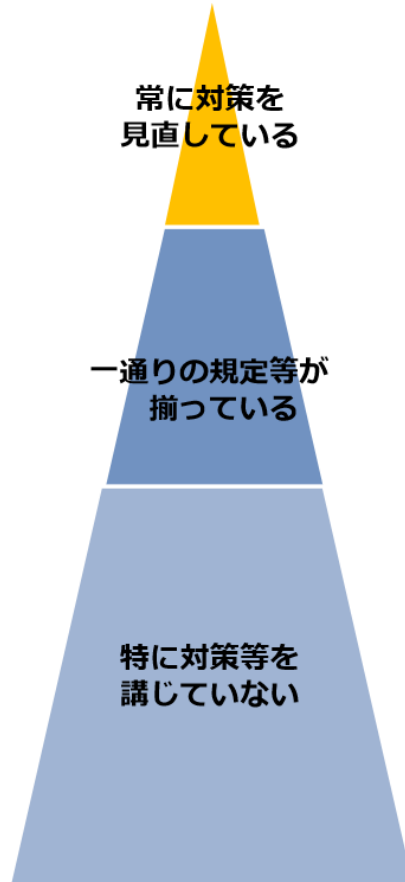




報告事項(4)

在外日系中堅・中小企業を対象とした営業秘密管理体制整備支援事業

対策レベルに差がつきはじめています



リスクビューア

◎大企業を中心に情報管理を強化する傾向

中国においては日本よりも厳しい管理体制を導入する企業も

◎労働契約の記載事項は増加傾向

日本流の「双方協議する」は海外では意味がない

機密情報は、一度流出してしまうと取り返しがつきません。



まずはジェットロに、相談してみませんか？

6

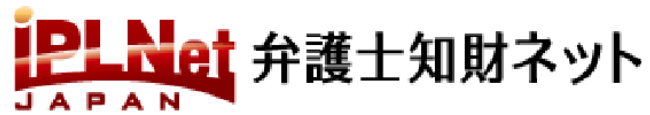


最近の事案動向等(1)

最近の事例から見える営業秘密の管理対策

【公表予定】

資料 9



弁護士知財ネット理事長

弁護士 末吉 亙

秘密管理性に関する 実務的ポイント2020

@営業秘密官民フォーラム (2020.6.12)

末吉亙／秘密管理性に関する実務的ポイント2020

リスキューア





JPLNet 弁護士知財ネット

本判決—東京高判平成29・3・21(判タ1433号80頁)[通信教育等／顧客情報]・・・上記指針改訂に対応して認識可能性要件を重視した刑事判決

①秘密管理性を要件とした趣旨は、事業者保有情報に接した者に、当該情報を使用等することの可否を予測可能にして情報の自由利用を阻害しないため、②よって、当該情報が秘密として管理されているためには、当該情報にアクセスした従業員や外部者に、当該情報が秘密であることが十分に認識できるようにされていることが重要で、その為、当該情報にアクセスできる者を制限するなど、保有者が当該情報を合理的な方法で管理していることが必要、③上記①の趣旨からは、客観的認識可能性こそが重要であり、アクセス制限の点は秘密管理性の有無を判断する上で重要な要素だが独立の要件ではない、④よって、本件顧客情報へのアクセス制限に不備があったとしても、当該情報に接した者が秘密であると認識できれば、全体として秘密管理性の要件は満たされていたというべき。

未吉 直 / 秘密管理性に関する実務的ポイント2020

4



まとめ

これらによれば、秘密管理性は、企業の秘密管理意思が従業員・第三者に対し認識可能である**秘密管理措置**の存在が主要な立証命題であり、秘密管理の不徹底は秘密管理措置を攻撃する間接事実のひとつに過ぎない。



(2) 営業秘密侵害事件から見える営業秘密管理の課題

(3) 営業秘密に係る刑事手続一般について

(4) 平常時からの証拠保全・技術の重要性について

ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

